

議案第75号

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月4日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

茨城県フラワーパークの大規模リニューアルに伴い、施設周辺の環境保全を行うため、茨城県フラワーパーク施設整備等基金の対象として「環境保全」を新たに加えるため。

石岡市基金条例の一部を改正する条例

石岡市基金条例（平成17年石岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表積立基金茨城県フラワーパーク施設整備等基金の項中「維持管理」の次に「並びに環境保全」を加える。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。